

申請理由⑫で申請される方へ

【所得基準額】 ◆世帯全員の合計所得金額が、この所得基準額を下回っている方が認定になります。

世帯人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の 形態	借家等	219万円	271万円	326万円	360万円	400万円	468万円
	持家	155万円	206万円	261万円	295万円	335万円	392万円

※ 現時点の予定（生活保護基準額の変更により、所得基準額も変更予定）です。確定した金額は、平成27年4月1日以降に教育委員会ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/>) 等でお知らせします。

次のような事情がある方は、申請書の《特別な事情》欄の該当する事由に「✓」をつけてください。
(状況を証明する書類を求められることがあります。)

<p>●前年中に、生計を一にする家族のための、多額の治療費や介護費を支払った。</p>	<p>※税申告で医療費控除の申告を行った方が対象です。</p>
<p>●高額の支払債務がある。 ・保証債務、賠償金など ・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務(借金)の整理 ・給料の差押えを受けている。</p>	<p>※債務には、住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務や、遊興費などのためのローンは含まれません。</p>
<p>●生計維持者の、傷病、死亡、失踪、非自発的失業(解雇・倒産・廃業等)、離婚などにより、前年に比べて収入が激減した。</p>	<p>※失業については、平成27年度内の失業、または、平成26年度内に失業し、申請日現在も失業している方が該当します。</p>

(注) 出費の増加や一般的な収入減は、「その他特別な事情」には該当しません。

所得金額等の確認方法

※「税情報を利用」「証明書類を添付」のどちらかを選んでもらいます。

<p>◆税情報を利用する。 ➢ 詳しくは、「お知らせ」(うら)の 税情報の利用 をご覧ください。</p>	<p>審査に必要な情報(所得金額等)を、申請者の同意に基づき、教育委員会が受け取る方法です。証明書類の提出は不要です。</p>
<p>◆税情報を利用せず、証明書類を添付する。 ➢ 証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。申請の際、参考にしてください。</p>	<p>世帯全員(注)について、次の【証明書類】のいずれかを提出してください。 【証明書類】(いずれも平成27年度分です。) ○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) ○市民税・府民税証明書 ○市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書(写)</p>

(注) ・世帯全員(《世帯状況》欄に記載する家族のうち、平成9年4月1日以前に生まれた方)とは、基本的には同居している方全員のことで、同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、保護者等家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合も含まれます。
・ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

所得審査にあたってご注意いただきたいこと

《世帯状況》欄に記載のある方の合計所得金額で審査を行います。控除対象配偶者・扶養親族のうち未申告(注1)又は証明書類の提出がない方については、一律38万円(注2)の所得があったものとして取り扱います。

(注1) 年末調整や確定申告で、主たる生計維持者の控除対象配偶者・扶養親族として申告されているだけでは、被扶養者自身が所得を申告したことにはなりません(未申告)。なお、未申告でも「市民税・府民税証明書」は発行されますが、所得金額が記載されないため、この証明書を提出されても未申告としての取扱いとなります。

(注2) 「38万円」とは、税法上、扶養親族等となるための所得限度額(収入103万円)です。

《申請者の妻が未申告又は証明書類未提出のため、所得38万円として取り扱った場合の例》

[設定] 3人世帯(申請者・申請者の妻・小学生の子)で「持家」の場合(所得基準額: 206万円)

※ 妻は無職無収入(所得0円)で、申請者の控除対象配偶者になっている。

申請者の所得額	審査対象所得額 申請者の所得+妻の所得(38万円)	妻の所得の申告	申告後の審査対象所得額
200万円	200万円+38万円=238万円 ⇒ 否認定	必要	200万円+0万円=200万円 ⇒ 認定
150万円	150万円+38万円=188万円 ⇒ 認定	不要	

《住宅の形態》「借家等」で申請する場合に必要な書類について

申請者（または申請者と生計を一にする方）が、お住まいの住居の賃貸契約者であることを証明する書類を提出してください。

なお、証明書類の提出がない場合は、「持家」の所得金額による審査となりますのでご注意ください。

※証明書類を提出しない場合は、申請書の《住宅の形態》欄の「持家」を○で囲んでください。

種類	証明書類（いずれかひとつ）	備考
市営住宅	家賃決定通知書（当該年度家賃用）の写し	毎年2月頃発行
	大阪市市営住宅使用料等納入通知書・領収証書（本人控）の写し	4月1日（随時申請は申請日現在）以前から住んでいることがわかるもの
	市営住宅使用料納入通知書兼口座振替納入開始案内書の写し	表面（宛名）・中面（市長印押印）が必要
	大阪市営住宅使用承認状況証明書	市役所1階（都市整備局住宅部）又は管轄の住宅管理センターで発行（有料：250円）
府営住宅	家賃決定通知書（当該年度家賃用）の写し	
	家賃証明（契約者名・当該住宅の住所・入居日・発行日現在の家賃額）	管轄の管理センターにおいて発行（無料）
UR賃貸	賃貸借契約書（契約者名・当該住宅の住所・入居開始日）の写し など	契約書紛失時には管轄の住宅管理センターでコピーの交付可能
民間 すまいりんぐ等	入居者負担額決定通知書の写し	
社宅	社宅の利用申込等の写し 又は 会社発行の入居証明書 など	
その他	賃貸借契約書（契約者名・当該住宅の住所・契約期間）の写し など	親族等と賃貸契約している場合は、貸主（親族等）の、受付済の確定申告書・収支内訳書の写しの提出が必要です。

よくある質問

質問	回答
「借家等」とは、具体的に何ですか？	家賃等を必要とする借家・借間・借地（居住する住居が自己の所有するもので、住居の所在する土地に賃料が発生する場合のみ）のことです。
親族の家に、家賃を払って住んでいる場合は、借家になりますか？	正式な契約を締結していなければ持家になります。上の表の「その他」の備考欄をご覧ください。
高校生でアルバイト収入がある場合は、その所得も審査の対象になるのですか？	高校生以下（平成9年4月2日以降に生まれた方）の所得は審査対象外です。
未申告の「市民税・府民税証明書」とは、どのようなものですか？	税法上の被扶養者で、市民税・府民税の申告を行っていない方の証明書には、証明書の所得金額欄に所得の記載がなく、備考欄に「非課税」と表示されます。この証明書（未申告）が添付されている場合は、所得が38万円あるものとして審査します。
所得の申告は、いつ、どこで、できますか？	市税事務所（梅田、京橋、弁天町、なんば、あべの）で、「市民税・府民税申告書」を記入することによって、申告（郵送も可）できます。なお、申告期間中（平成27年2月16日～3月16日）に限り、お住まいの区の区役所でも申告できます。
離婚はしていないが、別居している配偶者がいます。世帯状況欄に、家族として書かなければいけないのでしょうか？	離婚していない配偶者は、原則として記入してください。ただし、離婚調停中の場合、記入は不要です。（調停申立書や訴状の写しの提出が必要です。）